

訪日外国人による医療未収金について

診療情報管理士学科

【背景】

医療未収金（以下未収金とする）が発生する原因の一つとして、医師法第19条があると考えられる。米国の医師には、日本の医師のように応召義務がなく、患者様の支払い等に問題があれば診療拒否することが可能である。そして近年、新たな問題となっているのが訪日外国人による未収金問題である。国民皆保険制度により1割～3割の自己負担で済む日本人に対し、訪日外国人は全額負担である。そのため、医療費を支払わない訪日外国人が後を絶たないため、政府は2019年から再び未払いになる可能性がある訪日外国人の再入国を拒否することを決定している。

厚生労働省より訪日外国人を受け入れた全国1,378病院のうち、2015年に外国人受診者の医療費未払いを経験した医療機関は35%というデータが出ている。厚生労働省が3,761の医療機関を対象に2016年に実施した調査によると、回答があった1,710機関のうち、約6割で外国人が受診し、その中の約8割が外来で受診している。一例として、沖縄県医師会の調査により、沖縄県内19カ所の救急病院で受け入れた外国人観光客の患者数が2013年度から15年度にかけ、2年連続で倍増し、2017年3月末までに発生した未収金は21件、計827万に上る。本研究の目的は訪日外国人による未収金を減らすためにどのような方策をとるべきかを重点的に考察する。

【本論】

1, 患者データの取り扱いについて

患者の受付の仕方についても改善をする必要がある。初診受付時に患者のパスポートや在留カード、加入している保険の確認を行う。また、電子カルテにおいてはミドルネームの入力欄が無い他、他国の言語に存在する一部特殊な文字がキーボードでは入力が困難な場合がある。対策として記入方式の対応シートの活用や、患者のパスポートのコピーを診療記録に綴るなどの対策をとる必要がある。

2, 支払い方法の追加について

未収金発生原因の一つに精算時の現金不足が挙げられる。これを解消するために現金以外の支払い方法、つまりクレジットカード・デビットカードまたは電子マネーによる支払い方法の追加である。多彩な決済手

段の最大のメリットは、日本円が無くても決済可能という点である。平成30年2月現在、全国の病院・クリニックは178,937施設存在し、病院ナビによると、その中でクレジット決済可能な医療機関は全国で1,552施設存在する。しかしその約半数が美容整形外科のため、保険診療目的で決済可能な施設数はまだまだ少ないといえる。

3, 意思疎通について

会話については医療通訳で対応し、病院ごとに医療通訳者を設置するのが困難な場合、インターネット回線とタブレット端末を用いたオンライン音声ガイダンス、コールセンターやビデオ通話などの対策を考える必要がある。日本人にとって標準的な検査でも訪日外国人にとって余計な検査と捉えられた場合、不当な請求として主張され、支払いを拒否される場合がある。原因として、出身国の文化と医療に対する考え方、価値観の相違があり、如何にして患者に日本の医療システムを理解してもらうかについても、今後は考えていく必要がある。

【考察】

訪日外国人増加は日本経済に貢献する反面、このような問題が発生し、国が潤う中で一部医療機関だけが陰で苦勞している事実が残念でならない。特に2020年に東京オリンピックを控えている以上、開催前に可能な対策を講じる必要がある。

政府は2020年に訪日外国人4,000万人を目標とし、この何%かが未収金を発生させると考えると、どのくらいの規模の未収金が発生するか計りしれない。未収金そのものを発生させないという考えのもと、実行可能な対策は実施し、この問題がいかに深刻か多くの人々に知ってもらう必要があると考える。

【文献】

- 1) 内田安美, 内田康裕・他: 医療未収金をなくすために。I S F J 政策フォーラム。2009, 1-16.
- 2) 友久甲子: 言語・習慣の異なる外国人患者の医療費未払いを防ぐには。医事業務。25(541), 2018, 39-41.
- 3) 厚生労働省: 医療機関における外国人旅行者及び在留外国人受入れ体制等の実態調査。2017, 24-30.